

(別紙2)

生成 AI 活用の普及及びサイバーセキュリティ強化支援業務 プロポーザル評価要領

「生成 AI 活用の普及及びサイバーセキュリティ強化支援業務」を委託するに当たり、契約の締結先として最もふさわしい者を選定するため、提出のあった企画提案の審査を下記のとおり実施する。

1 審査会の設置

(1) 審査会の名称

生成 AI 活用の普及及びサイバーセキュリティ強化支援業務プロポーザル審査会

(2) 審査委員

審査委員の人数は3人とする。

2 審査の進め方

企画提案書、見積書及びプレゼンテーションを踏まえ審査を行う。

なお、下記の基準に満たない提案者は失格とし、審査会での審査を行わない。

(1) 見積価格が予算額を超えた場合

(2) 公募型プロポーザル参加資格要件が欠落していた場合（生成 AI 活用の普及及びサイバーセキュリティ強化支援業務プロポーザル実施要領（以下「実施要領」という。）の4関係）

3 選定方法

(1) 各審査委員が4の審査項目及び評価基準に従い、提案者ごとの評価点をつける。

(2) 審査委員ごとに評価点の高い提案者順に、順位点を付与する。

<順位点>最も評価点の高い提案者：1点、2番目に評価点の高い提案者：2点、
3番目に評価点の高い提案者：3点・・・

(3) 各審査委員の順位点の合計が最も低い提案者を、最優秀提案者として選定する。

(4) 最優秀提案者以外の提案者についても、順位点の合計が低い提案者順に順位付けを行う。

4 審査項目及び評価基準

【審査項目1】生成 AI 活用の普及支援の新規性（5点満点）

(審査内容)

生成 AI を活用した工場改革をテーマとする普及セミナーや、先進的な生成 AI 活用工場改革事例の現地視察において、その企画・内容に新規性が認められるかを評価する。

(採点基準)

5点：国内でも類例が少ない先進的な取組であり、新規性が極めて高い。

4点：国内で散見される取組であるが、新規性が高い。

3点：国内では取組事例があるが、県内では初の取組である。

2点：県内では数少ない事例であり、新規性が高い。

1点：国内・県内でも一般的な取組であり、新規性がない。

【審査項目2】サイバーセキュリティ支援の新規性（5点満点）

(審査内容)

生成 AI 活用リスクを含むセキュリティ分野において、取り扱う脅威が最新動向を反映しているか、また研修・演習の実施方法に新規性・独創性があるかを評価する。

(採点基準)

5点：国内でも類例が少ない先進的な取組であり、新規性が極めて高い。

4点：国内で散見される取組であるが、新規性が高い。

3点：国内では取組事例があるが、県内では初の取組である。

2点：県内では数少ない事例であり、新規性が高い。

1点：国内・県内でも一般的な取組であり、新規性がない。

【審査項目3】業務計画の実現可能性（実施体制を含む）（5点満点）

(審査内容)

業務の目標および課題が明確であり、課題解決の方法が妥当かつ実行可能であること。さらに、必要

な専門人材を十分に確保し、実施体制が適切に整備されていることを評価する。

(採点基準)

- 5点：目標・課題が極めて明確で、解決策が高度かつ妥当であり、必要な専門人材が十分に確保され、実施体制が万全である。
- 4点：目標・課題が明確で、解決策が妥当かつ実行可能であり、必要な専門人材が確保され、実施体制が十分である。
- 3点：目標・課題が明確で、解決策が妥当であり、社内外に適切な専門人材を配置している。
- 2点：目標・課題は明確だが、解決策に不足があり、専門人材が不十分で実施体制に懸念がある。
- 1点：目標や課題が抽象的で、計画の実現可能性が低く、専門人材が確保されていない。

5 その他

- (1) 順位点の合計が同点であった場合は、審査委員の協議により順位を決定するものとする。
- (2) 実施要領9に記載のプレゼンテーションを欠席した審査委員があった場合、評価にあたっては、当該委員が事前に評価を行った審査項目についてはその評価点を採用し、評価を行わなかった審査項目については出席した委員の平均点を欠席した委員の評価点とする。また、協議を行う場合は、出席した委員のみで行うこととする。